

東広島市農業委員会令和4年12月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月26日(月) 午後14時00分から15時05分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	9	大月みどり	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり				

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8	古本啓之	10	岡本義則	15	原茂正
24	土井浩文				

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 12番 荒谷義憲 委員 13番 住井正美 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
（農地中間管理機構関係分）の決定について
- 議案第 70 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 3 項の規定による農用地利用
集積計画案に対する意見決定について
- 議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 74 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（買受適格証明）に対する許可処分
について
- 報告第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 46 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 47 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 48 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 49 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 50 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主査	崎 里 恵

議長	<p>これより12月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数23人中17人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議が成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、12番の荒谷委員さん、13番の住井委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年12月26日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、会期は令和4年12月26日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から説明をしていただき、個々の内容については事務局から説明をいたします。</p>
崎里主査	<p>私から、総会議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、件数は419件、面積は1,423,799.26㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会で決定をいただきましたら12月27日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しております資料1の議案第68号関係の欄にありますように、清水委員さん、黒川委員さん、在間委員さんが関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から先に関係者分の案件を一括審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、関係者分について先に一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退室をお願いします。</p>
	< 清水委員、黒川委員、在間委員、退室 >
議長	それでは、議案の事案のうち、議案第68号の関係者分についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。
住井委員	<p>13番住井です。</p> <p>事務局、この法人の分は1枚にまとめられんの、書類を、ページ数をこげんに変えて。いやいや、このページ数が63から121、同じ法人じゃに、1つの分にできんの、ページ数が飛んどる。意味分かる、わしの言ようる。</p>
合原主査	失礼しました。今指摘のあった件ですけれども、11月受付分につきましては新規のものと更新のものがありまして、受け付けたものを順次議案の作成で入力しております。そうした中で、飛んでいるから見づらいというのは、今後なにか対策を講じていきたいと思っております。
住井委員	いやいや、マイク使わずに言やあええ。何言うたか分からん。
合原主査	失礼しました。11月受付分につきましては。
住井委員	マイク切れ、聞こえるけん。
合原主査	件数がかなり多いので、受け付けたもの順に議案を作成しております、システムのほうに入

合原主査	力して。例えば今日受け付けました、3日後、1週間後にまた追加で届出があります。届出があるので飛ぶという話です。
住井委員	あそこでこうやって調整できんの。
合原主査	できないんです。
住井委員	できない、そう。
合原主査	でも、おっしゃるとおりだと思います。なるべく配慮してはいるんですけど、固まるように。
住井委員	分かりました。
議長	ほかにはないようです。
住井委員	ないよ、ええよ。
議長	それでは、議案第68号関係分についてご質問、ご意見等がございましたらということなんですが、ないようですね。 では、ご質問、ご意見がないので、これより採決に入ります。 議案第68号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第68号の事案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、関係者委員の方は入ってください。
	< 清水委員、黒川委員、在間委員、入室 >
議長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することにご賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 なお、議案第69号で農地中間管理機構により集積する農地の一部は、次の議案第70号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しております議案第69号と議案第70号は併せて説明をお願いしたいと思います。異議ございませんか。
	< 異議なし >
議長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第69号と議案第70号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
崎里主査	それではまず、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 以降は座って説明させていただきます。 議案審議をいただく前に、今回の農用地利用集積計画の事務手続につきまして、これまでとは異なる方法を取るものがございますのでご説明をいたします。 これまで配分計画方式によるもので、貸付け、借受け希望者それぞれが利用集積計画と利用配分計画によって事務手続を進めるものでございます。そして、農業委員会総会におきまして利用集積計画の議案審議と利用配分計画案について意見聴取をさせていただきまして、その後、農地中間管理機構にて農業委員会総会の意見聴取結果を踏まえた利用配分計画を作成し、県の認可手続及び県公告を経て利用権の設定を行うものでございます。これに対

<p>崎里主査</p>	<p>しまして、今回利用集積計画一括方式を取るものがございます。利用集積計画一括方式は一昨年に法整備が行われたもので、本市におきましては昨年度も行ったのですけれども、今回改めてご説明をさせていただくものでございます。</p> <p>違いについてご説明いたします。配分計画方式では利用集積計画と利用配分計画が別々の書類であることに対しまして、利用集積計画一括方式では1枚の書類の中に利用集積計画と利用配分計画の内容が含まれており、貸付希望者、借受け希望者、農地中間管理機構の3者の押印同意によって事務手続を進めるものです。利用集積計画につきましては農業委員会総会におきまして議案審議をいただくことになりありませんけれども、利用配分計画につきましては農地中間管理機構が農業委員会総会前に関係者への意見聴取並びに県への協議を済ませているため、農業委員会総会における意見聴取を経ることなく利用集積計画の議決及び公告によって利用権設定がされるものでございます。</p> <p>それでは、議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用集積計画につきましては、11件、24,745㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。申請番号11-1から11-10につきましては従来の配分計画方式によるもので、申請番号11-11、利用権の転貸を受ける者の欄に記載のある1件が利用集積計画一括方式によるものでございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月27日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第70号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用配分計画案につきましては、20筆、24,700㎡となります。これは先ほどの議案第69号でご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもののうち、配分計画方式による10件分でございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第69号についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第70号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は先ほど議案第69号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>なお、本案は資料1の議案第70号関係欄にありますように高尾委員が関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係分の案件を一括審議し、その後、関係分以外の案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、関係分について先に一括審議することとしますので、該当する委員さんにおか</p>

議 長	れましては審議の間、退室をお願いいたします。
	< 高尾委員、退室 >
議 長	それでは、議案の事案のうち、議案第70号の関係分についてご質問、ご意見等がございましたらご発言ください。
	< なし >
議 長	ないということなんで、これより採決に入ります。 議案第70号の事案のうち、関係分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第70号の事案のうち、関係分については決定いたします。 それでは、関係者の委員さんは入室をお願いします。
	< 高尾委員、入室 >
議 長	続きまして、議案第70号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただきました事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	13番住井、聞いてみたい。これ、●●の人が移住するん、この●●さん、聞いてみるんじゃけど。
栗 原 主 査	今ご質問のありました●●に所在地を置かれます●●さんなんですけれども、こちらは広島県のほうに参入されるに当たって、●●のほうから圃場をつくるためには一時的に2名ほど、こちらのほうに一旦数年間住むことが予想されます。基本的にこの東広島で事業を行う際には地元からの採用というところを考慮して、地元のほうで若い就農者の方3名と、あと選果場などを将来的に建設した場合にはパートさんの雇用というところを地元で行っていくということを考えています。 以上です。
住 井 委 員	でも、これこっちは10a当たり3万円になっとるんじゃけど、こっち1,000円じゃ、見間違えか。こっちは10a当たり3万円になっとるんじゃけど、こっちの所有地の分は大体10a当たり1万円ぐらいになっとるんじゃけど、これ金額違わん。
栗 原 主 査	賃料に差があるところについてのご説明なんですけれども、まず圃場づくりを始めることになります。まず、今年度から今回利用集積させていただく中で圃場づくりを今年度させていただくところが一部含まれています。そこにつきましては、3万円ですさせていただきます。残りの集積される場所につきましては来年度以降の圃場づくりとなるため、今年度につきましては賃借料を1万円とさせていただきます。来年度圃場をつくった後、作付を行う際にはその他と同じように3万円、金額変更させていただくものになります。 以上です。
住 井 委 員	下の田に迷惑がかからんのん、末端部が。途中であれをやられたら、今度下で稲を植えとる人、どうもならんよ、レンコンをやられたら。
栗 原 主 査	ほかの圃場への影響を受けたところなんですけれども、できる限りその地域全体をまとめて借り受けるという方向で地元調整のほうをさせていただいています。中には水稻を引き続きされる、希望される方もいらっしゃいますが、レンコンのほうから水が入ったり、また水稻のほうから水が入ったりすることがないように畦畔のほうではあぜ板を敷いて外に水が出ないようにするなど対策を取ろうというふうを考えておりまして、周辺への影響というところは最小限となるよう努めていきたいというふうに申しております。 以上です。
住 井 委 員	じゃ、問題があったら農林水産課が対策するという。そこまできちっと決めとかにや、もし問題が起きたとき。
栗 原 主 査	今回、●●さんへの集積といったところは市のほうでの農業企業誘致といった事業の中で進めています。ですから、委員さんがおっしゃられたようにその全てを市のほうで責任を負うかと言われると、そこまでは負えないといったことは地元のほうにも説明をさせていただいておりますが、そういった影響を鑑みるところについては地元の方との調整の中で確認しながら、そのことが起きないようにするのはもちろんのことなんですけど、それが起きたときの対応といったところについても考えていきたいというふうに考えております。

住井委員	まあ、●●みたいにならんように。
議長	ほかにご質問がないようですので、採決に入ります。 議案第70号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の事案のうち、関係者分以外について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第70号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の崎里さん、栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、栗原主査、退室 >
議長	続きまして、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主任	それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第71号についてご説明をいたします。 初めに、議案の差替えをお願いいたします。本日お配りしました資料でページ番号9と印刷されているものをご覧ください。既にお配りしている総会議案のページ、議案番号160-15につきましては、申請人より申請の取下げがございましたので議案より削除させていただきました。資料の差替えをお願いいたします。つきましては、今月の申請は14件となります。内訳は9ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 146-1でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、147-2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、148-3でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。 受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、149-4でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、150-5、151-6は関連しておりますので一括でご説明いたします。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、152-7でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、153-8でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。 受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。 続いて、154-9でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。 受人は、●歳の会社役員です。 この度、渡人から農地を引き継ぎ、受人自らが営農される計画です。申請地では、水稲や白菜等野菜を作付する計画で、受人の親族や農業経験のある地元住民等に教わりながら営農に従事される計画です。なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。 続いて、155-10でございます。

豊田主任	<p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。 続いて、156-11でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、157-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人は5名の理事により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。 なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。 続いて、158-13でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、159-14でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。 なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。 以上、14件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がございました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の10ページをお願いいたします。 議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明させていただきます。 11ページをお願いいたします。今月は2件の申請がございました。 まず、申請番号40-1は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●から100m余り東側に進んだ小高い場所に位置する第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、現在申請地から離れた山中にあり、管理が困難になっていることから、住居に隣接する申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地におきましては、農地法の手続を経ることなく、倉庫が設置されておりました。この度の転用に伴い撤去されますが、無許可の転用であったことから始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。 なお、墓地の経営許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 次に、申請番号41-2は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、●●、こちらに●●がございまして、この●●から西に600m余り進んだ農用地区域内の農地で、申請人は同地区にお住まいの方でございます。申請地は平成30年西日本豪</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>雨により被災し、以降耕作をされていない状況にありました。この度、●●の宅地開発により生じた残土を搬入した後は、畑として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>なお、申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、農用地区域内農地で第1種農地における一時転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号41-2を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」、41-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」、41-2については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>
和 田 主 査	<p>総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第73号について説明いたします。</p> <p>今月は20件の申請がありました。内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。内容については座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、190-1について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。</p> <p>受人は、●●に居住し個人で建設業を営んでおられます。</p> <p>現在、●●に資材置場を持っておられますが、●●、●●、●●方面での業務受注に対応するため、新たに申請地に資材置場を設けるため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、191-2について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。</p> <p>受人は、●●に本店を置き運送業を営む会社です。</p> <p>現在、●●に支店がありますが、駐車スペースが手狭であり、県道及び●●からも近い本申請地においてトラック及び商用車の駐車場とするため、転用しようとするものでございます。申請地には以前から渡人が許可を得ることなく倉庫を建築し使用していたため、始末書を添付しておられます。</p> <p>なお、許可後は倉庫を撤去し、駐車場として整備される予定です。</p> <p>続いて、192-3について説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。</p>

和田主査

申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。
受人は、●●に本店を置き、不動産の売買、分譲及び建築工事の設計・施行業等を営む法人です。
この度、本申請地に建売住宅を8棟建築、販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。
続いて、193-4について説明します。
一般住宅及び駐車場への転用事案です。
申請地は、●●の北東約700mに位置する第1種農地です。
受人は、●●の賃貸住宅に居住されています。
この度、家族が増え、現在の住宅が手狭になったことから、祖父の所有する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。
なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。
また、農振農用地からは令和4年12月8日付で除外済みです。
続いて、194-5について説明します。
太陽光発電設備への転用事案です。
申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。
この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。
続いて、195-6について説明します。
車両置場への転用事案です。
申請地は、●●との市境にほど近い●●の南東に位置する第2種農地です。
受人は、●●に本店を置き、自動車及び自動車部品の輸出入及び販売業等を営む会社です。現在所有する車両置場が手狭となっており、隣接する本申請地において車両置場を新たに整備するため、転用しようとするものです。
続いて、196-7と197-8は同一案件ですので一括して説明します。
太陽光発電設備への転用事案です。
申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。
受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。
この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。
続いて、198-9から200-11は同一案件ですので一括して説明します。
送電線張り替えに伴う防護足場への一時転用事案です。
申請地は、●●の西約150mに位置する集団農地内の第1種農地です。
受人は、●●に本店を置き、電気工事の設計、施工業等を営む会社です。本申請地は、高圧送電線の直下に位置する農地です。このたび送電線の張り替え工事に伴い、道路へ送電線が落下しないようにするための防護足場を設置するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。
続いて、201-12について説明します。
資材置場及び駐車場への転用事案です。
申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。
受人は申請地に隣接する住宅に居住し、太陽光発電設備の工事施工業を個人で営んでおられます。
これまで、工事に使う資材を自宅周辺に置き管理していましたが、手狭となっており、また従業員の駐車場も不足していたため、この度隣接する本申請地を資材置場及び従業員のための駐車場として転用するものでございます。
続いて、202-13から206-17は同一案件ですので一括して説明いたします。
資材置場及び駐車場への転用事案です。
申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。
受人は●●に本店を置き、土木・建築機械等の産業用機械器具及び簡易ハウス等のレンタ

<p>和田 主査</p>	<p>ル、売買、加工修理等を営む法人です。</p> <p>受人は隣接地で建設機械、車両、仮設ハウス等のレンタルを行っていますが、需要によりレンタル資機材を増やす予定であり、また資機材の貸出し、返却が集中する時期に現在のヤード面積では搬入搬出時の安全確保が困難であること、また通信技術を活用したICT商品の点検を行う試運転場を設置するため、敷地拡大をするために本申請地を転用しようとするものでございます。</p> <p>なお、農振農用地からは令和4年12月8日付で除外済みです。</p> <p>続いて、207-18について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北西約700mに位置する第2種農地です。</p> <p>受人は、申請地の東に隣接する宗教法人です。</p> <p>現在、参拝者用の駐車場が7台程度しかないので、お盆や法要など参拝者が集中する時期に駐車できず、やむを得ず道路に駐車することになり危険であること、また今後墓地の増設を計画しており、さらに参拝が増える予定であることなどから本申請地を駐車場として整備するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、208-19について説明します。</p> <p>資材置場への一時転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南東約800mに位置する第2種農地です。</p> <p>受人は、●●に本店を置き発電施設の開発、運営、維持管理等を営む法人です。</p> <p>受人は●●で太陽光発電設備設置工事の受注が増え、設置に必要な資材を保管する場所が必要となっており、本申請地において資材置場を確保するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、209-20について説明します。</p> <p>仮設現場事務所及び資材置場への一時転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南西約400mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、野菜など農産物の栽培、加工及び販売業を営む法人です。受人は本申請地周辺地区においてレンコン栽培を大規模に行うため農地集積を進めていく計画であり、レンコン栽培に適した圃場づくりを行うため、許可後2年間現場事務所を設置するため、転用しようとするものです。本件は3年以内の転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>以上、説明いたしました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、193-4、198-9から200-11、202-13から206-17、209-20を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、193-4、198-9から200-11、202-13から206-17、209-20については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、193-4、198-9から200-11、202-13から206-17、209-20については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第74号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>議案の18ページ、議案第74号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>内訳については、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から北西に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、耕作はされておられません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、●●から北東に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請農地の一部は耕作されておりますが、空き家とセットで売買されない限り、今後耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	＜ なし ＞
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	＜ なし ＞
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第74号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第74号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は、下限面積1aに設定することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第44号から報告第50号について事務局の説明を求めます。</p>
本 越 局 長	<p>それでは、令和4年12月総会報告事項をご覧ください。</p> <p>報告第44号から報告第50号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をいたしました。報告をさせていただきます。</p> <p>まず、1ページをご覧ください。</p> <p>報告第44号「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格証明）に対する許可処分について」でございます。</p> <p>本件は11月総会において市において公売に付された農地を取得するため、申請人が入札参加資格を有することの買受適格証明を申請された事案につきまして決定をいただいているものでございます。その後、申請人は公売において当該農地を落札され、農地法第3条の規定による所有権移転の申請をされたため、許可処分をいたしましたものでございます。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。</p> <p>報告第45号でございます。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p>

本越局長	<p>4ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 次に、5ページでございます。 報告46号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 6ページから9ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 次に、10ページをお願いいたします。 報告第47号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 11ページから14ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会については、今月分は27件の照会がございました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 次に、15ページでございます。 報告第48号「農地転用届出の受理について」でございます。 16ページでございます。 農業用施設への転用は、今月は1件ございました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 それから、17ページでございます。 報告第49号「農地改良届出の受理について」でございます。 18ページでございます。 農地改良届は、今月は2件分の届出を受理いたしました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上です。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、私からは報告第50号についてご説明申し上げます。 本件も事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の19ページからになります。 農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は河内町宇山の農地につきまして、21ページの下に掲載しておりますように田18筆、畑21筆について非農地として判断するものでございます。 報告第50号につきましては以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いいたします。</p>
本越局長	<p>私から11月に農業委員さんと推進委員さんの応募をいたしました但応募状況についてご報告いたします。 農業委員さんにつきましては、定数24名中24名の申込みがありました。推進委員さんにつきましては59名の定数中59名の申込みがありました。今後、農業委員さんについて決定をいたしますが、推進委員さんにつきましては農業委員さんと重複して申し込まれている方がありますので欠員が生じる可能性があります。欠員が生じた場合は今後追加募集をさせていただきます、その後、皆さんで選考委員会を開いていただくようになる予定です。ちなみに、今のところ欠員が生じると思われる地区は西条地区と八本松地区と黒瀬地区において欠員が生じると思われます。 報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ほかにはありませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、次回の総会について大月会長職務代理者から説明をお願いいたします。</p>
大月	<p>失礼いたします。1年間お疲れさまでした。次回1月総会は1月31日火曜日午前10時より市</p>

職務代理者	役所本館 3 階303会議室に予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。
議長	委員の皆様、長時間にわたり審議誠に苦勞さまでした。 以上で12月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 12番 荒谷 義 憲 委員 13番 住井 正美 委員